

昭和四十三年通商産業省令第二十三号

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）に基づき、および同法を実施するため、液化石油ガス器具等の検定等に関する省令を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 販売の制限（第二条）
- 第三章 事業の届出等（第三条―第二十条）
- 第四章 検査機関の登録（第二十一条―第二十五条）
- 第五章 国内登録検査機関（第二十六条―第三十条）
- 第六章 外国登録検査機関（第三十一条―第三十五条）
- 第七章 雑則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号。以下「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 販売の制限

（販売等に係る例外の届出等）

第二条 法第三十九条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該液化石油ガス器具等が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（令第十四条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

2 法第三十九条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があるときは、申請者に対し、当該申請に係る液化石油ガス器具等の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。

第三章 事業の届出等

（液化石油ガス器具等の区分）

第三条 法第四十一条の経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分は、別表第一のとおりとする。

（事業の届出）

第四条 法第四十一条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十四条第五項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長、第六条第一項、第七条、第九条及び第十条において同じ。）に提出しなければならない。

（型式の区分）

第五条 法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分は、別表第二の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある液化石油ガス器具等については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとの一の型式の区分とする。

（承継の届出）

第六条 法第四十二条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第四十二条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面
- 二 法第四十二条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
- 三 法第四十二条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本
- 四 法第四十二条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第四十二条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記事項証明書

（変更の届出）

第七条 法第四十三条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第八条 法第四十三条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるとき、法人の代表者の氏名の変更とする。

（廃止の届出）

第九条 法第四十四条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（情報の提供）

第十条 法第四十五条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 提供の請求をしようとする情報の概要

（技術上の基準）

第十一条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三に掲げるとおりとする。

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十二条 法第四十六条第一項第一号の届出については第二条第一項の規定を、法第四十六条第一項第二号の承認の申請については第二条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と読み替へるものとする。

（検査の方式等）

第十三条 法第四十六条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第三の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第四十六条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行った液化石油ガス器具等の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

3 法第四十六条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)

第十四条 法第四十六条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(証明書と同等なもの)

第十五条 法第四十七条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特定液化石油ガス器具等の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第四十七条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定液化石油ガス器具等ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面
- 二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの

(法第四十七条第二項の経済産業省令で定めるもの)

第十六条 法第四十七条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(適合性検査の方法)

第十七条 法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四十七条第一項第一号に掲げるもの 特定液化石油ガス器具等について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法
- 二 法第四十七条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特定液化石油ガス器具等について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(法第四十七条第二項の経済産業省令で定める基準)

第十八条 法第四十七条第二項の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの
- 二 別表第五の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

(証明書の記載事項)

第十九条 法第四十七条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定液化石油ガス器具等の型式の区分
- 四 特定液化石油ガス器具等の製造番号及び製造期間(法第四十七条第一項第一号に係る検査に係るものに限る。)

五 特定液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入事業者にあつては、当該特定液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

六 検査の方法

七 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第四十七条第二項の経済産業省令で定める基準(法第四十七条第一項第二号に係る検査に係るものに限る。)に適合している旨

八 証明書の交付年月日

(表示)

第二十条 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第六第一号から第七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示
- 二 別表第六第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第九号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

第四章 検査機関の登録

(登録の区分)

第二十一条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

- 一 液化石油ガスこんろ(液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のものに限る。)
- 二 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器
- 三 密閉式のもの又は屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま
- 四 ふろがま
- 五 液化石油ガス用ふろがまバーナー
- 六 開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ
- 七 液化石油ガス用ガス栓

(登録の申請)

第二十二条 法第五十一条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法第五十二条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 申請者が法第五十三条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第二十三条及び第二十四条 削除

(登録の更新の手続)

第二十五条 法第五十四条第一項の規定により、国内登録検査機関又は外国登録検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十一条及び第二十三条の規定を準用する。

第五章 国内登録検査機関

(事業所の変更の届出)

第二十六条 国内登録検査機関は、法第五十六条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第二十七条 国内登録検査機関は、法第五十七条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十二による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十七条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。
3 法第五十七条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- 八 適合性検査の方法に関する事項
- 九 他の事業者による適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容
- 十 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項

第二十八條 国内登録検査機関は、法第五十八条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
第二十八條の二 法第五十八条の二第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第二十九條 法第八十一条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 適合性検査の申請を受けた年月日
三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第四十一条第二号の経済産業省令で定める型式の区分
四 適合性検査を行った特定液化石油ガス器具等の品名並びに構造、材質及び性能の概要
五 適合性検査を行った年月日
六 適合性検査を実施した検査員の氏名
七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定液化石油ガス器具等ごと及び法第四十七条第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。
3 法第八十一条第三項の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、記載の日から三年とする。

(電磁的方法による保存)
第三十條 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第八十一条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六章 外国登録検査機関

第三十一条 削除

(国内登録検査機関に係る規定の準用)
第三十二条 第二十六条から第三十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十六条中「法第五十六条」とあるのは「法第六十三条第二項において準用する法第五十六条」と、第二十七条中「法第五十七条」とあるのは「法第六十三条第二項において準用する法第五十七条」と、第二十八条中「法第五十八条」とあるのは「法第六十三条第二項において準用する法第五十八条」と、第二十九条及び第三十条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条第四項において準用する法第八十一条第三項」と読み替えるものとする。

(旅費の額)
第三十三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第九条の三の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)
第三十四条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)
第三十五条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

第三十六条 旅費法第六條第一項の旅費は、一万円として旅費相当額を計算する。
4 経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第七章 雑則
(適合性検査についての申請)
第三十六条 法第九十二条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第九十二条の二第四項において準用する同条第一項の規定による申請に準用する。

附則 抄

1 この省令は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第三条の規定の施行の日(昭和四十三年四月一日)から施行する。

附則 (昭和四十四年八月二日通商産業省令第九六号) 抄
1 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。ただし、別表第二の瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の6の規定は、昭和四十六年八月十五日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月二〇日通商産業省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十四年六月二〇日通商産業省令第四九号)
この省令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第二のふるバーナーの項の技術上の基準の欄の10および13の規定は、昭和四十七年六月十日から施行する。

附則 (昭和四十六年四月一日通商産業省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二のストローブの項の技術上の基準の欄の37の表の(注)2の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月一〇日通商産業省令第五号)

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定のうち次の各号に掲げる規定に係る部分については、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 密閉燃焼式ふろがまの項の技術上の基準の欄の1の2及び2(ふるバーナーの項の技術上の基準の欄の13及び22の(3)に係る部分に限る)、ふるバーナーの項、ふるバーナー元せんの項の技術上の基準の欄の1の2及び2並びに同項の検定の方法の欄の2の規定 昭和五十年十月九日
- 二 瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の2の2、6及び7、同項の検定の方法の欄の7、ストローブの項の技術上の基準の欄の10、10の2、13、17、25、30の(3)、30の2の(3)及び35の(3)並びに同項の検定の方法の欄の17、25、30の(3)及び30の2の(3)の規定 昭和五十一年一月九日

附則 (昭和五〇年三月三一日通商産業省令第二六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年六月五日通商産業省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月一日通商産業省令第四〇号)

この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定のうち次の各号に掲げる規定に係る部分については、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の20、ふるバーナーの項の技術上の基準の欄の21、ストローブの項の技術上の基準の欄の29及び圧力なべ等の項の技術上の基準の欄の24の規定 昭和五十一年八月一日
- 二 調整器の項の技術上の基準の欄の12、同項の検定の方法の欄の12、液化石油ガスこんろの項の技術上の基準の欄の3の2、3の3の(1)、(2)、(4)及び(5)、3の5、13、21の(1)、21の2、24(安全装置に係る部分に限る。)並びに24の2、瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の9及び9の2、高圧ホースの項の技術上の基準の欄の1の(3)及び(4)並びに13、同項の検定の方法の欄の13、ふるがまの項の技術上の基準の欄の5の2、5の3、5の4、5の5、8の2、8の3、8の4、8の7及び8の8、密閉燃焼式ふろがまの項の技術上の基準の欄の1の3、5の2、5の3、5の4、5の5、5の6及び5の7、ふるバーナーの項の技術上の基準の欄の6の3、6の4、16、16の2、16の3及び16の4並びにストローブの項の技術上の基準の欄の12の2の規定 昭和五十一年十一月一日

附則 (昭和五二年二月二四日通商産業省令第七二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三一日通商産業省令第二七号)

この省令は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第四十号)の施行の日(昭和五十四年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五六年二月二六日通商産業省令第九号)

(施行期日)
この省令は、昭和五十六年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十六年三月三十一日までに検定の申請のあつた第一種液化石油ガス器具等に係る検定の方法及び技術上の基準については、改正後の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令(以下「新省令」という。)別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

3 昭和五十六年六月三十日までに検定の申請のあつた第一種液化石油ガス器具等に係る検定の方法及び技術上の基準については、新省令別表第二の規定(次の各号に掲げる規定に限る。)にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

- 一 瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の222の(注)、23及び24、同項の検定の方法の欄の6(2)、11(2)、14(1)ロ、22(1)ロ並びに(2)ロ及びハ、23並びに24ふるがまの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の9(3)及び14
- 二 密閉式ふろがまの項の技術上の基準の欄の16の(注)、17、18及び23、同項の検定の方法の欄の5(2)、9(2)、11(1)ロ、16(1)ロ並びに(2)ロ及びハ、17、18並びに23
- 四 ストローブの項の技術上の基準の欄の24の(注)(1)、25及び26、同項の検定の方法の欄の8(2)、13(2)、16(1)ロ、24(1)ロ並びに(2)ロ及びハ、25並びに26

附則 (昭和五六年五月二六日通商産業省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年七月二六日通商産業省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の液化石油ガス用ガス漏れ警報器の項の11の規定は、昭和五十七年一月一日から施行する。

2 液化石油ガス用ガス漏れ警報器の表示に係る技術上の基準については、改正後の液化石油ガス用ガス漏れ警報器の項の12(15)の規定にかかわらず、昭和五十六年十二月三十一日まで、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五八年七月三〇日通商産業省令第四一〇号)

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十七号)の施行の日(昭和五十八年八月一日)から施行する。

附則 (昭和五八年二月二〇日通商産業省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年二月一五日通商産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年三月三一日通商産業省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日通商産業省令第八三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年一月二一日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年六月二二日通商産業省令第三〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄17、30及び37、同項の検定の方法の欄17及び37、同表ストローブの項の技術上の基準の欄19、32及び40並びに同項の検定の方法の欄19及び40の(9)の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に法第五十八条第一項の承認を受けている第一種液化石油ガス器具等に係る第二十条の型式の区分については、改正後の別表第七の規定にかかわらず、当該承認の有効期間内は、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二六日通商産業省令第七号)

この省令は、平成四年三月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第五十八条第一項の承認を受けている第一種液化石油ガス器具等の型式に係る第二十条の型式の区分については、改正後の別表第七の規定にかかわらず、当該承認の有効期間内は、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二〇日通商産業省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年三月二四日通商産業省令第一八号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月一七日通商産業省令第一七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年五月一日通商産業省令第四三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一種液化石油ガス器具等に係る検定の方法及び技術上の基準については、平成九年四月三十日までは、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第二の規定（次の各号に掲げる規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一 開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、15（2）及び液化石油ガスの取入部に係る規定
二 半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、14（2）及び液化石油ガスの取入部に係る規定
三 ふろバーナーの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1及び液化石油ガスの取入部に係る規定

四 開放式又は半密閉式ストーブの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、16（2）及び液化石油ガスの取入部に係る規定
3 平成九年四月三十日までは、新省令別表第二ガス栓の項中「10キロワット」とあるのは「0.7キロワット」と、「10kW用器具」とあるのは「0.7用器具」と、「15キロワット」とあるのは「1.1キロワット」と、「15kW用器具」とあるのは「1.1用器具」とする。

4 平成十年四月三十日までは、新省令別表第十調整器の項の技術上の基準の欄の19中「メガパスカル」とあるのは「キログラム毎平方センチメートル」と、「キロパスカル」とあるのは「水柱ミリメートル又はキログラム毎平方センチメートル」とする。
5 新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式瞬間湯沸器については、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、改正前の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（以下「旧省令」という。）別表第二瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1、27及び28の規定を適用するものとする。

6 新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二密閉式ふろがまの項の技術上の基準の欄の1並びにふろバーナーの項の1、23及び24の規定を適用するものとする。
7 新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式ストーブの項の技術上の基準の欄の1、22、23及び24の規定は、密閉式又は屋外式ストーブについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二ストーブの項の技術上の基準の欄の1、28、29及び30の規定を適用するものとする。

8 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の登録を受けているものの事業区分については、新省令別表第四の対応する事業区分について登録を受けたものとみなす。
9 この省令の施行の際現に法第五十八条第一項の承認を受けている第一種液化石油ガス器具等の型式に係る旧省令第二十条の型式の区分については、新省令別表第七の規定にかかわらず、当該型式の有効期間内は、なお従前の例による。

10 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第九十六号）附則四条に規定する移行第二種液化石油ガス器具等（以下「移行第二種液化石油ガス器具等」という。）について旧省令第五条ただし書の承認を

受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種液化石油ガス器具等について新省令第四十条ただし書の承認を受け又はその申請を行ったものとみなす。

11 この省令の施行の際現に移行第二種液化石油ガス器具等について旧省令別表第二調整器の項の技術上の基準の欄16ただし書、同表瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄40ただし書、同表高圧ホースの項の技術上の基準の欄13ただし書、同表ふろがまの項の技術上の基準の欄19ただし書、同表密閉式ふろがまの項の技術上の基準の欄27ただし書、同表ふろバーナーの項の技術上の基準の欄36ただし書又は同表ストーブの項の技術上の基準の欄43ただし書の承認を受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種液化石油ガス器具等についてそれぞれ新省令別表第十調整器の技術上の基準の欄19ただし書、同表密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の技術上の基準の欄32ただし書、同表高圧ホースの項の技術上の基準の欄12ただし書、同表密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄33ただし書又は同表密閉式又は屋外式ストーブの項の技術上の基準の欄34ただし書の承認を受け又はその申請を行ったものとみなす。

附則（平成九年三月二五日通商産業省令第二九号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年四月二四日通商産業省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三〇日通商産業省令第二五号）

この省令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第七四号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年九月二六日通商産業省令第一九八号）

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令の規定による改正後の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成一二年二月一八日通商産業省令第三八八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二九日通商産業省令第九九号）抄

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日通商産業省令第一一五号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二四日通商産業省令第二二号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第四十条の次に一条を加える改正規定（第四十一条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日通商産業省令第四三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日通商産業省令第一三二号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二七日通商産業省令第二五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月三十一日経済産業省令第四号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月二一日経済産業省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七條第二項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等に係るこの省令による改正前の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年一月二八日経済産業省令第四号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月八日経済産業省令第五〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七條第二項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等(同法第二條第八項に規定する「特定液化石油ガス器具等」をいう。)に係る型式の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年九月一〇日経済産業省令第五五号)

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一日経済産業省令第五三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七條第二項の証明書の交付を受けている特定液化石油ガス器具等に係るこの省令による改正前の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第五条の型式の区分については、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第二の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一月二八日経済産業省令第六二号)

この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日経済産業省令第四号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1（第2条第1項、第12条関係）

液化石油ガス器具等輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第2項第1号（第46条第1項第1号）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第2条、第12条関係）

液化石油ガス器具等例外承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第2項第2号（第46条第1項第2号）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第4条関係)

液化石油ガス器具等製造(輸入)事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造(輸入)する液化石油ガス器具等の区分
- 3 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第6条関係)

液化石油ガス器具等製造(輸入)事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第42条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名
	住 所
	製造(輸入)事業届出の年 月日
	製造(輸入)する液化石油 ガス器具等の区分
	当該液化石油ガス器具等の 型式の区分
	当該液化石油ガス器具等を 製造する工場又は事業場の 名称及び所在地(輸入の事 業を行う者にあつては、当 該液化石油ガス器具等の製 造事業者の氏名又は名称及 び住所)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第6条第2項第1号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 5 譲渡譲受の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第6条第2項第2号関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 住 所
氏 名

次のとおり液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 液化石油ガス器具等製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者の住所及び氏名
- 7 相続開始の年月日

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明書は、液化石油ガス器具等（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第7 (第6条第2項第3号関係)

液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

証明者 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業者について相続があつたことを
証明します。

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 被相続人の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 3 製造 (輸入) する液化石油ガス器具等の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
- 6 液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業者の地位を承継した者の住所及び氏名
- 7 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第7の2 (第6条第2項第5号関係)

液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名
住 所

承 継 者 名称及び代表者の氏名
住 所

次のとおり分割によって液化石油ガス器具等製造 (輸入) 事業者の事業の全部の
承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 2 製造 (輸入) する液化石油ガス器具等の区分
- 3 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 4 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
- 5 承継の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (第7条関係)

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第43条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第9条関係)

液化石油ガス器具等製造(輸入)事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第44条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 製造(輸入)事業届出の年月日
- 2 製造(輸入)する液化石油ガス器具等の区分
- 3 廃止の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第22条、第25条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第51条第1項（第54条第2項において準用する同法第51条第1項）の規定により同法第47条第1項（第54条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う液化石油ガス器具等の区分
- 2 事業所の名称及び所在地

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11（第26条、第32条関係）

事業所変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第56条（第63条第2項において準用する第56条）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 3は新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。

様式第12（第27条、第32条関係）

業務規程（変更）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第57条第1項（第63条第2項）において準用する第57条第1項の規定により業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 1、2は業務規程変更の届出の場合に記載すること。

様式第13（第28条、第32条関係）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律58条（第63条第2項）において準用する第58条の規定により適合性検査等の業務の一部（全部）の休止（廃止）を次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする適合性検査の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14 (第36条関係)

適合性検査についての申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第92条の2第1項(第92条の2第4項)の規定により、国内登録検査機関(海外登録検査機関)が適合性検査を行わない又は適合性検査結果に異議があるので適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき(請求すべき)ことを次のとおり申請します。

- 1 特定液化石油ガス器具等の型式の区分
- 2 申請理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15 (別表第3関係)

略称(記号)表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

液化石油ガス器具等の技術上の基準への適合に関する省令の規定により届出事業者の氏名若しくは名称に代えて略称(記号)を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

液化石油ガス器具等の区分	略称又は記号に代える事項	略 称 又 は 記 号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16 (別表第3関係)

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

液化石油ガス器具等の区分	登録商標に代える事項	登録商標

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

別表第1 (第3条関係)

番号	液化石油ガス器具等の区分	要 素	材質等の区分
1	液化石油ガス用容器又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ (以下「カートリッジガスこんろ」という。)	カートリッジガスこんろの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) アルミニウムめつき鋼製のもの (4) 亜鉛めつき鋼製のもの (5) ほうろう鋼製のもの (6) 銅製又は銅合金製のもの (7) アルミニウム製のもの (8) その他のもの
2	開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器 (以下「半密閉式瞬間湯沸器」という。)	充てんされた液化石油ガスに關する高压ガス保安法の適用	(1) 受けるもの (2) 受けないもの
3	密閉式のもの及び屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま (以下「半密閉式バーナー付ふろがま」という。)	カートリッジガスこんろの構造	(1) 組込型のもの (2) 分離型のもの (3) 直結型のもの
4	ふろがま		
5	液化石油ガス用ふろバーナー (以下単に「ふろバーナー」という。)		
6	開放式のもの及び密閉式のもの並びに屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストープ (以下「半密閉式ストープ」という。)		
7	液化石油ガス用ガス栓 (以下単に「ガス栓」という。)		
8	調整器		
9	液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの以外の液化石油ガスこんろ (以下「一般ガスこんろ」という。)		
10	開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 (以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器」という。)		
11	液化石油ガス用継手金具付高压ホース (以下単に「高压ホース」という。)		
12	密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付ふろがま (以下「密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま」という。)		
13	開放式のもの若しくは密閉式のもの又は屋外式の液化石油ガス用ストープ (以下「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストープ」という。)		
14	液化石油ガス用ガス漏れ警報器 (以下単に「ガス漏れ警報器」という。)		
15	液化石油ガス用継手金具付低压ホース (以下単に「低压ホース」という。)		
16	液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 (以下単に「対震遮断器」という。)		

別表第2 (第5条関係)

液化石油ガス器具等の区分	要 素	材質等の区分
	カートリッジガスこんろの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) アルミニウムめつき鋼製のもの (4) 亜鉛めつき鋼製のもの (5) ほうろう鋼製のもの (6) 銅製又は銅合金製のもの (7) アルミニウム製のもの (8) その他のもの

半密閉式瞬間湯沸器		半密閉式バーナー付ふろがま	
器具栓の取付位置	(1) 低圧部に位置しているもの (2) 高圧部及び低圧部に位置しているもの (3) その他のもの	給排気的方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
メインバーナーにおけるノズルの数	(1) 一個のもの (2) 二個以上のもの	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロード式のもの (3) COセンサー式のもの (4) サーマスター式のもの (5) その他のもの (6) その他のもの
使用できる燃料の容器の数	(1) 一本のもの (2) 二本以上のもの	暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
減圧装置の構造	(1) 調整器のもの (2) 器具ガバーナーのもの (3) 減圧機能のもの	水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの (6) その他のもの
ノズルの先端の内径	(1) 0.3ミリメートル未満のもの (2) 0.3ミリメートル以上0.6ミリメートル未満のもの (3) 0.6ミリメートル以上のもの	表示液化石油ガス消費量	(1) 1.2キロワット以下のもの (2) 1.2キロワットを超え2.2キロワット以下のもの (3) 2.2キロワットを超え2.8キロワット以下のもの (4) 2.8キロワットを超え4.4キロワット以下のもの (5) 4.4キロワットを超え5.5キロワット以下のもの (6) 5.5キロワットを超えるもの
点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	ふろがまの構造	(1) 内だき式のもの (2) 外だき式のもの
安全装置の構造	(1) 液化石油ガスの通路が閉ざされるもの (2) 燃料容器が燃焼機器からはずれるもの	点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
メインバーナーの材質	(1) ステンレス鋼製のもの (2) 銅製のもの (3) その他のもの	液化石油ガス量	(1) あるもの (2) ないもの
熱交換部の材質	(1) ステンレス鋼製のもの (2) その他のもの	切替装置の有無	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの
瞬間湯沸器の構造	(1) 先止め式のもの (2) 元止め式のもの	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの
給水自動ガス弁の構造	(1) ダイアフラム式のもの (2) 水流スイッチ式のもの (3) その他のもの	点火の方式	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロード式のもの (3) その他のもの
点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	燃焼室内の圧力	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの
立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) バーナーの炎が消えないもの (2) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスの通路が再び開かないもの (3) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの (4) (2)及び(3)の機能を併せ有するもの
炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロード式のもの (3) その他のもの	給排気的方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
遮熱板の有無	(1) あるもの	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロード式のもの (3) COセンサー式のもの (4) バイメタル式のもの

表示最大液化石油ガス消費量	給排気的方式	空だき防止装置の検出部の有無	ふろがまの構造	熱交換部の材質	表示液化石油ガス消費量	給湯の方式	給湯部の構造	給湯部の有無	空だき防止装置の機構	自動消火装置の構造	熱交換部の材質	遮熱板の有無	メインバーナーの材質	燃焼室内の圧力	ふろがま
(1) 10キロワット以下のもの (2) 10キロワットを超え12キロワット以下のもの	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 内だき式のもの (2) 外だき式のもの	(1) 銅製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) その他のもの	(1) 10キロワット以下のもの (2) 10キロワットを超え12キロワット以下のもの (3) 12キロワットを超え16キロワット以下のもの (4) 16キロワットを超え24キロワット以下のもの (5) 24キロワットを超え34キロワット以下のもの (6) 34キロワットを超え40キロワット以下のもの (7) 40キロワットを超え56キロワット以下のもの (8) 56キロワットを超え67キロワット以下のもの (9) 67キロワットを超えるもの	(1) 一缶二水路式のもの (2) 二缶二水路式のもの (3) 二缶三水路式のもの (4) その他のもの	(1) 元止め式のもの (2) 先止め式のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 熱感知式のもの (2) 水位式のもの (3) その他のもの	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの (3) (1)及び(2)の機能を併せ有するもの	(1) 銅製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) ステンレス鋼製のもの (2) その他のもの	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの (5) サーマスター式のもの (6) その他のもの	

炎検出部の機構	立ち消え安全装置の構造	燃焼方式	点火の方式	切替装置の有無	液化石油ガス量	表示液化石油ガス消費量	自動消火装置の構造	空だき防止装置の機構	停電時の立ち消え安全装置の動作方式	炎検出部の機構	立ち消え安全装置の構造	点火の方式	切替装置の有無	液化石油ガス量	メインバーナーの材質	燃焼室内の圧力	ふろがま
(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの	(1) 赤火式のもの (2) プンゼン式のもの (3) 表面燃焼式のもの	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 10キロワット以下のもの (2) 10キロワットを超え12キロワット以下のもの (3) 12キロワットを超え16キロワット以下のもの (4) 16キロワットを超えるもの	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの (3) (1)及び(2)の機能を併せ有するもの	(1) 熱感知式のもの (2) 水位式のもの (3) その他のもの	(1) バーナーの炎が消えないもの (2) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスの通路が再び開かないもの (3) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) ステンレス鋼製のもの (2) その他のもの	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの (3) 12キロワットを超え16キロワット以下のもの (4) 16キロワットを超えるもの	

給湯部の有無	空だき防止機能の機構	自動消火装置の構造	熱交換部の材質	遮熱板の有無	メインバーナーの材質	燃焼室内の圧力	排気的方式	屋内式機器の給排気的方式	設置の方式	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	炎検出部の機構	立ち消え安全装置の構造	切替装置の有無	液化石油ガス量	密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま
(2) (1) ないもの あるもの	(1) 熱感知式のもの 水位式のもの その他のもの	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの (3) (1)及び(2)の機能を併せ有するもの	(1) 銅製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) その他のもの (2) ステンレス鋼製のもの	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの	(1) 強制給排気式のもの (2) 自然給排気式のもの	(1) 屋内式のもの (2) 屋外式のもの	(1) 屋内式のもの (2) 屋外式のもの (3) パーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスに再び自動的に点火するもの (4) (2)及び(3)の機能を併せ有するもの	(1) パーナーの炎が消えないもの (2) パーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスに再び自動的に点火するもの (3) パーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	

開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ

給湯部の構造	給湯の方式	表示液化石油ガス消費量	メインバーナー	液化石油ガス量	切替装置の有無	点火の方式	燃焼方式	立ち消え安全装置の構造	炎検出部の機構	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	自動温度調節装置の有無	時限装置の有無	設置の方式	屋内式機器の給排気的方式
(1) 先止め式のもの (2) 元止め式のもの	(1) 一缶二水路式のもの (2) 二缶二水路式のもの (3) 二缶三水路式のもの (4) その他のもの	(1) 10キロワット以下のも (2) 10キロワットを超え12キロワット以下のも (3) 12キロワットを超え16キロワット以下のも (4) 16キロワットを超え24キロワット以下のも (5) 24キロワットを超え34キロワット以下のも (6) 34キロワットを超え40キロワット以下のも (7) 40キロワットを超え56キロワット以下のも (8) 56キロワットを超え67キロワット以下のも (9) 67キロワットを超えるもの	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) アルミニウムめつき鋼製のもの (4) ほうろう鋼製のもの (5) その他のもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの	(1) 赤火式のもの (2) ブンゼン式のもの (3) 表面燃焼式のもの	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの	(1) パーナーの炎が消えないもの (2) パーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスに再び自動的に点火するもの (3) パーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) あるもの (2) ないもの	(1) 屋内式のもの (2) 屋外式のもの	(1) 開放式のもの (2) 自然給排気式のもの	

- イ 液化石油ガス器具等は、1(1)の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。
- ロ 液化石油ガス器具等は、1(2)イの規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該液化石油ガス器具等の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該液化石油ガス器具等又はこれに附属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。
- ハ 別表第十四号又は第十六号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。
- (3) 供用期間中における安全機能の維持
液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。
- (4) 使用者及び使用場所を考慮した安全設計
液化石油ガス器具等は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。
- (5) 耐熱性等を有する部品及び材料の使用
液化石油ガス器具等には、当該液化石油ガス器具等に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。
- 2 危険源に対する保護
- (1) 火災の危険源からの保護
液化石油ガス器具等には、発火又は発熱によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。
- (2) 火傷の防止
液化石油ガス器具等には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。
- (3) 液化石油ガス器具等自体又は外部から加わる作用によつて生じる機械的な動作を原因とする危害の防止
イ 液化石油ガス器具等には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。
- ロ 液化石油ガス器具等には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。
- (4) 無監視状態での運転を考慮した安全設計
液化石油ガス器具等は、当該液化石油ガス器具等に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。
- (5) 始動、再始動及び停止による危害の防止
イ 液化石油ガス器具等は、不意な始動によつて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。
- ロ 液化石油ガス器具等は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。
- ハ 液化石油ガス器具等は、不意な動作の停止によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

- 3
- (10) 地震による被害の防止
別表第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。
- (9) ガス漏れによる被害の防止
別表第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。
- (8) 絶縁性能の保持
液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。
- (7) 感電に対する保護
液化石油ガス器具等は、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。
- (イ) 危険な充電部への人の接触を防ぐこと。
- (ロ) 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。
- (6) 異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止
液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。
- (5) 一般
液化石油ガス器具等は、安全に必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。
- (2) 個別の規定
イ 3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(三)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(三)に定める事項を含むこと。
- (イ) 別表第一第一号から第七号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関(以下「検査機関」と総称する。)の氏名又は名称
- (ロ) 別表第一第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称
- (ハ) 別表第一第五号の液化石油ガス器具等 使用すべきふるがまの型式
- (ニ) 別表第一第十号及び第十三号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの 原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしな」と死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告
- ロ 3(2)イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称(別表第十三号の液化石油ガス器具等であつて、開放式のものうち容器が組み込まれる構造のものにあつては、略称又は記号)又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第二条第五項の登録商標をいう。)を用いることができる。
- ハ 3(2)イ(ハ)の規定により表示すべきふるがまの型式は、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふるがまの表示を当該ふるがまのバーナーに添付する書面に記載することができる。

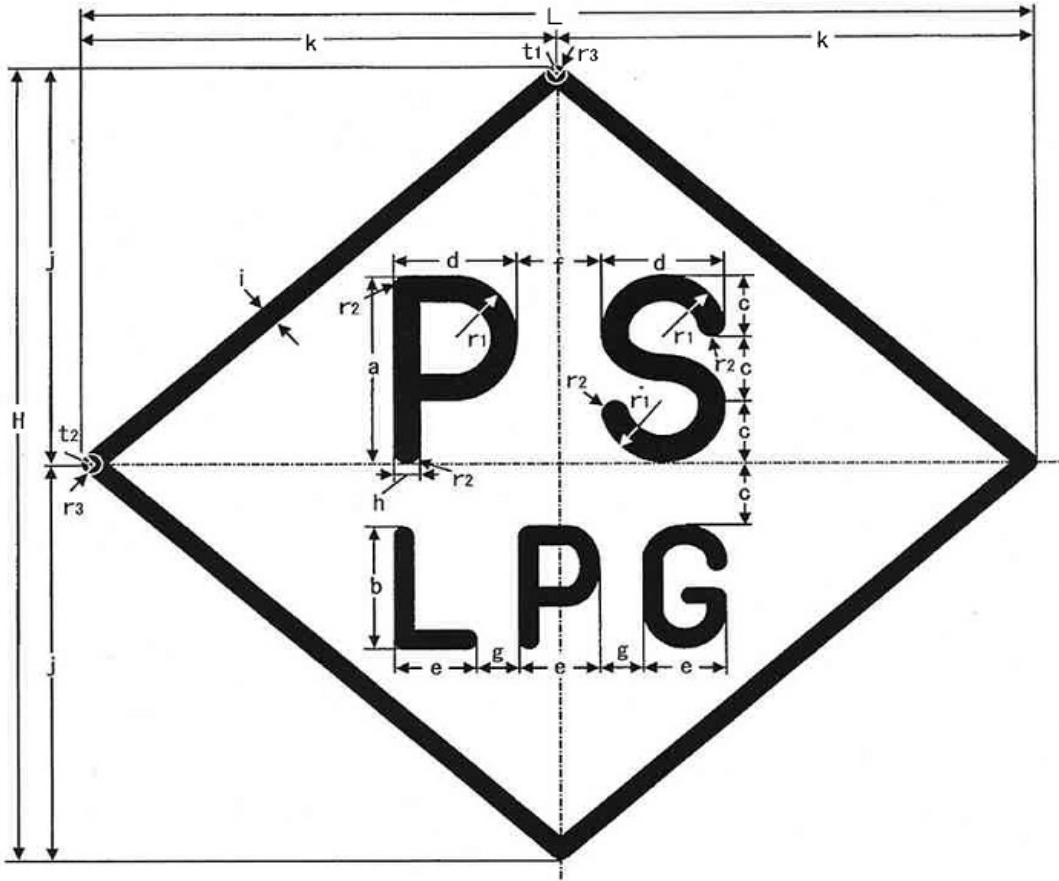
別表第4 (第18条関係)		特定液検査設備の基準		石油備		ガス器		区分	
半密閉式	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計(ソープフ	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す
ふろがま	を備えていること。	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す
ふろがま	を備えていること。	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定す

別表第5 (第18条関係)		品質管基準		燃焼試験設備		消費ガスメーター		燃焼試験設備		消費ガスメーター	
製品規格	製品規格は、技術上の基準を満足するように規定され、かつ、その内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。
品質管基準	製品規格は、技術上の基準を満足するように規定され、かつ、その内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。
品質管基準	製品規格は、技術上の基準を満足するように規定され、かつ、その内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定することができるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、交流用電圧調整器(乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。)、及び騒音計(日本産業規格C1509-1(2017)電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)―第一部・仕様に定める規格に適合するもの)を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	消費ガスメーター	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。

製品検査	1 製品の検査に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 製品の検査が、規程に基づいて適切に行われていること。 3 製品の検査に関する記録が、規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
検査設備管理	1 検査設備の管理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 検査設備の管理が、規程に基づいて適切に行われていること。 3 検査設備の管理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
製品の識別	製品の製品等の状態を識別管理し、不良品の混入、出荷等を防ぐ手順が定められ、維持されていること。
資材受入管理	1 資材受入の管理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 資材受入の管理が、規程に基づいて適切に行われていること。 3 資材受入の管理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
外注加工管理	1 外注加工の管理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 外注加工の管理が、規程に基づいて適切に行われていること。 3 外注加工の管理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
製造工程管理	1 製造工程の管理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 製造工程の管理が、規程に基づいて適切に行われていること。 3 製造工程の管理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
製造設備管理	1 製造設備の管理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切な改正等が行われていること。 2 製造設備が、規程に基づいて適切に設置され、かつ、管理されていること。 3 製造設備の管理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。
苦情処理	1 苦情処理に関する規程が整備され、かつ、規程の内容が適切に見直され、必要に応じて適切に改正等が行われていること。 2 苦情処理に関する記録が規程に基づいて適切に作成され、かつ、保存されていること。 3 苦情処理の記録は、是正処置あるいは予防処置のために活用されていること。
組織及び責任と権限	組織及び品質に影響する業務を管理し、実行し、検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。
文書管理	文書管理の管理の手順が定められ、維持されていること。
教育訓練	製品の検査の業務に従事する者に対しては、必要な教育訓練が実施されていること。

別表第6（第20条関係）

番号	液化石油ガス器具等の区分	表示の方法
1	カードリッジガスコンロ	ケーシング（直結型コンロにあつては、容器以外の部分）の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
2	半密閉式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
3	半密閉式バーナー付ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
4	ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
5	ふろバーナー	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
6	半密閉式ストープ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
7	ガス栓	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
8	調整器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
9	一般ガスコンロ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
10	開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
11	高圧ホース	継手金具又は高圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
12	密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
13	開放式若しくは密閉式又は屋外式ストープ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
14	ガス漏れ警報器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
15	低圧ホース	継手金具又は低圧ホースの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
16	対震遮断器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。



- H=全高
- L=全幅 $\sim \frac{46}{38}H$
- a $\sim \frac{9}{38}H$
- b $\sim \frac{6}{38}H$
- c $\sim \frac{3}{38}H$
- d $\sim \frac{6}{38}H$
- e $\sim \frac{4}{38}H$
- f $\sim \frac{4}{38}H$
- g $\sim \frac{2}{38}H$
- h $\sim \frac{1}{30}H$
- i $\sim \frac{1}{38}H$
- j $\sim \frac{1}{2}H$
- k $\sim \frac{23}{38}H$
- r₁ $\sim \frac{3}{38}H$
- r₂ $\sim \frac{1}{60}H$
- r₃ $\sim \frac{1}{76}H$

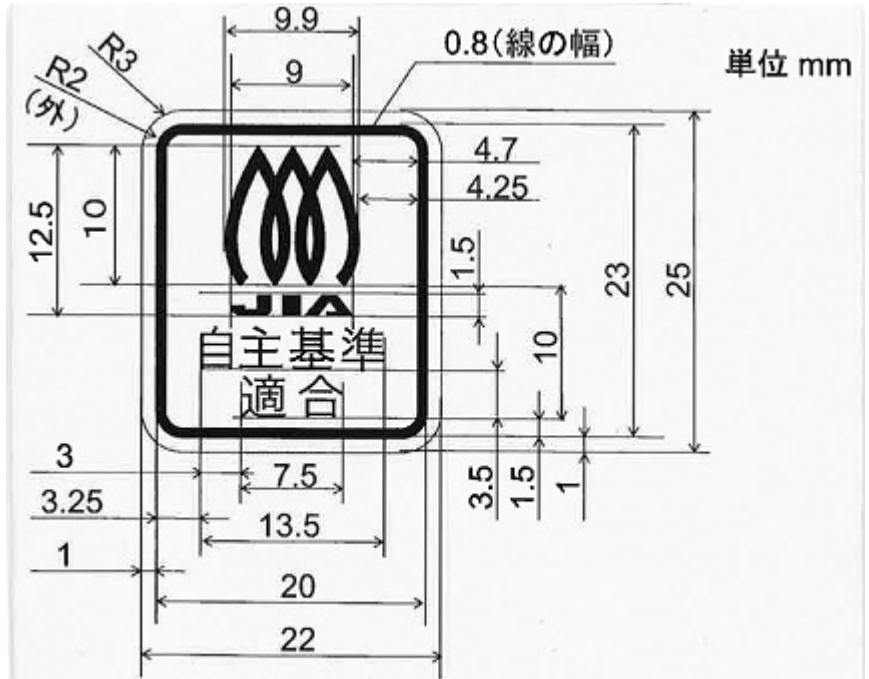
参考:
 t₁-約79°
 t₂-約101°

別表第7 (第20条関係)



- D=円の外径
- a $\sim \frac{9}{30}D$
- b $\sim \frac{6}{30}D$
- c $\sim \frac{3}{30}D$
- d $\sim \frac{6}{30}D$
- e $\sim \frac{4}{30}D$
- f $\sim \frac{4}{30}D$
- g $\sim \frac{2}{30}D$
- h $\sim \frac{1}{23}D$
- i $\sim \frac{1}{30}D$
- r₁ $\sim \frac{3}{30}D$
- r₂ $\sim \frac{1}{46}D$

別表第8 (第20条関係)



(備考) 表示の色は、地を銀色、文字等をオレンジ色とする。